参考資料⑤

箕面市地域公共交通活性化協議会
新たなバスのデザイン及び愛称選考実施要綱

（趣旨）

第１条　箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）規約第４条の規定に基づく事業の実施にあたり、連携計画に位置付けられた重点施策であるバス車両のデザイン及び愛称を親しみやすさなど最も適したものを選ぶ方法として、選考の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定方式）

第２条　バスのデザイン及び愛称については、広く公募し、もっとも適した作品を新たなバスのデザイン及び愛称選考会（以下「選考会」という。）で選考するものとする。

（選考会）

第３条　選考会は、別表１に掲げる者をもって構成する。

（選考会長）

第４条　選考会に選考会長を置く。

２　選考会長は、協議会会長をもって充てる。

４　選考会長は、会務を総理する。

５　選考会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ選考会長が指名する委員がその職務を代理する。

（選考基準）

第５条　選考基準は、別表２のとおりとする。

（選考結果の通知）

第６条　選考会長は、採用作品を決定したときは、採用者に連絡するとともに、広報紙等で広く周知する。

（庶務）

第７条　選考会に関する庶務は、箕面市地域創造部交通政策課が行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、デザイン及び愛称の選考に関し必要な事項は、選考会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

箕面市副市長	協議会会長（行政）
箕面市地域創造部長	協議会副会長（行政）
大阪大学　大学院　工学研究科　教授	協議会副会長（学識経験者）
大阪大学　大学院　工学研究科　助教	分科会長（学識経験者）
分科会の副分科会長	分科会の副分科会長（市民）
箕面商工会議所の代表	監事（商工関係者）
街づくり支援センターみのおの代表	監事（ＮＰＯ）
みのおの交通を考える会の代表	（ＮＰＯ）
阪急バス株式会社の代表	交通事業者
箕面市美術協会の代表	専門家
中学校の生徒の代表	美術部員
高校の生徒の代表	美術部員
大学の学生の代表	美術部員

別表２（第５条関係）

【選考基準】

「テーマ・コンセプト」を考慮し、「新たなバス」が、箕面のまちを走ったとき、誰もがすぐにわかり、親しみがあり、市民に愛され、使いたくなるバスのデザイン及び愛称を選考する。

〇新たなバス交通のテーマ・コンセプト

市民に愛され使いたくなるバス

参考

【選考方法】

（事前選考）

①応募が多数あったことから、作品を記録したＣＤ－ＲＯＭを配布する。

②小学生の部についてのみ、各委員は、事前に１次選考に残す必要があると考えられる７作品を選考する。（最大９１作品）

（１次選考）

①専門家から選考にあたっての、視点や留意点を説明してもらう。

②各委員は、小学生の部（事前選考された作品：最大９１作品）、中学生・一般の部それぞれの作品から、５作品を選定し、上位から１位５点、２位４点、３位３点、４位２点、５位１点で採点する。

③各委員の合計点をもとに、小学生の部上位７作品、中学生・一般の部３作品、合計１０作品を１次選考作品とする。

（２次選考）

①１次選考の１０作品について、専門家から意見をもらう。

②各委員は、５作品を選定し、上位から１位５点、２位４点、３位３点、４位２点、５位１点で採点する。

③各委員の採点合計をもとに、最高点の作品を採用作品とする。なお、最高点が２作品以上ある場合や僅差の場合は、車両全てを同一デザインにするかも含めて選考会で検討する。